

令和 8・9・10 年度
住吉区自主学習習慣づくり支援事業
協定締結事業者募集要項（公募型プロポーザル方式）

第 1 章	業務の内容に関する事項	・・・・・・・・・・・・	P 1
第 2 章	選定にあたっての手続き等に関する事項	・・・・	P 7
第 3 章	選定に関する事項	・・・・・・・・	P 9
第 4 章	その他の事項について	・・・・・・・・	P 11

令和 7 年 12 月
大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課
(住吉区役所教育文化課)

第1章 業務の内容に関する事項

1 事業の目的と概要

本事業は、住吉区内の小学校5・6年生及び中学生を対象に、子どもの自主学習習慣の定着及び学習意欲の喚起、各学年・各児童生徒の習熟に応じた基礎学力の向上をめざして、放課後の学校施設を活用し、課外学習（「すみよし学習クラブ（ジュニア）」及び「すみよし学習クラブ」）を実施する事業です。

今般、その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集します。

2 事業の実施事項

各学年・各児童生徒の習熟度に合わせた教材作りや課外授業内容とし、子どもの自主学習習慣の定着及び学習意欲の喚起、習熟に応じた基礎学力向上に資する実施内容としてください。

事業者は、本市が実施場所等を無償で提供することにより、開設および運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、受講料月額10,000円（税込）の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、受講者の塾代負担の軽減を図ります。

3 事業内容について

（1）事業の名称

令和8・9・10年度 住吉区自主学習習慣づくり支援事業

（2）事業実施（協定締結）予定期間

令和8年3月1日から令和11年3月31日まで

（3）課外学習開講期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

開講日については、事前に本市担当者と打合せのうえ決定することとします。

（4）事業実施対象

小学校5・6年生・・・すみよし学習クラブ（ジュニア）

中学校1・2・3年生・すみよし学習クラブ

（5）課外学習実施場所

次の場所及びオンラインで実施してください。なお、すみよし学習クラブ（ジュニア）の4教室は実施校在籍児童5・6年生のみ申込可とします。また、オンラインは実施校

在籍児童を含む区内の全小学校5・6年生及び全中学生の申込を可とし、受講生の自宅等で受講が可能な非通塾型で実施してください。

○すみよし学習クラブ（ジュニア）実施場所

- ・大阪市立遠里小野小学校（住吉区遠里小野6-6-27）
- ・大阪市立清水丘小学校（住吉区清水丘2-9-41）
- ・大阪市立南住吉小学校（住吉区南住吉3-5-1）
- ・大阪市立苅田北小学校（住吉区苅田1-11-39）

○すみよし学習クラブ実施場所

- ・大阪市立遠里小野小学校（住吉区遠里小野6-6-27）
- ・大阪市立我孫子中学校（住吉区我孫子東1-4-32）
- ・大阪市立墨江丘中学校（住吉区墨江4-15-34）

○非通塾型のオンライン（区内の小学校5・6年生及び中学生）

- ・受講生の自宅等、オンライン学習の受講が可能な場所

（6）事業の内容等

別紙「令和8・9・10年度 住吉区自主学習習慣づくり支援事業 実施にかかる方針」のとおり。

4 事業実施条件等に関する事項について

事業者は、本事業の実施にあたって、次の条件を遵守してください。

（1）事業実施日・実施時間 等

開講日・実施時間については、（土日・祝日及び12月29日～1月3日の年末年始を除く）平日で、「すみよし学習クラブ（ジュニア）」及び「すみよし学習クラブ」各教室は1日2コマ（1コマ70分（ジュニアは30分））開講を基本とし、各教室の曜日・時間の詳細は以下のとおりとします。なお、非通塾型のオンラインによる学習指導に係る実施方法については、提案によるものとしますが、児童生徒と双方向のやり取りを含むものとしてください。

ア すみよし学習クラブ（ジュニア） 4教室の詳細

教室名	遠里小野教室	清水丘教室	南住吉教室	苅田北教室
場所	遠里小野小学校	清水丘小学校	南住吉小学校	苅田北小学校
使用教室	1階会議室 (約64m ²)	3階多目的室 (約119m ²) ※机、椅子等の保管場所として利用しているため、使用可能な面積は上記の4分の3程度。	4階生涯学習室 (約64m ²)	1階図書室 (約128m ²)
開講日	月・木	月・木	水・金	火・金

実施時間	1 コマ目 15:45～16:15 2 コマ目 16:15～16:45	1 コマ目 15:45～16:15 2 コマ目 16:15～16:45	水曜日 1 コマ目 14:45～15:15 2 コマ目 15:15～15:45	1 コマ目 15:45～16:15 2 コマ目 16:15～16:45
			金曜日 1 コマ目 15:45～16:15 2 コマ目 16:15～16:45	
定員（2コマ合計）	30名程度	30名程度	30名程度	30名程度

イ すみよし学習クラブ 3教室の詳細

教室名	遠里小野教室	我孫子教室	墨江丘教室
場所	遠里小野小学校 出入口：西門 駐輪：30台程度可能	我孫子中学校 出入口：西門 駐輪：30台程度可能	墨江丘中学校 出入口：東門 駐輪：30台程度可能
使用教室	1階会議室（約64m ² ）	1階会議室（約64m ² ）	南館2階教室（約58m ² ）
開講日	火・金	月・木	火・金
実施時間	1コマ目 19:00～20:10 2コマ目 20:15～21:25	1コマ目 19:00～20:10 2コマ目 20:15～21:25	1コマ目 18:30～19:40 2コマ目 19:45～20:55
定員（2コマ合計）	30名程度	30名程度	30名程度

ウ 非通塾型のオンラインによる学習指導

受講生の自宅等、オンライン学習の受講が可能な場所とし、日時・実施方法は提案によるものとします。

※原則、各教室とも上記の内容で開講しますが、学校行事等で日時、教室等が変更となる可能性があります。

※事業実施場所となる学校の行事や、感染症拡大防止のための学校の臨時休校措置、緊急時・災害時等においては、施設の使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応してください。

（2）本市から提供する備品・設備等

ア 事業を遂行するにあたり必要と認められる本市備品（机、椅子、ホワイトボード（または黒板）等）を無償提供（貸与）できます。なお、その範囲は本市と相談の上、決定します。

イ 空調（冷暖房）は必要に応じて使用可能です。なお、使用時間に応じた光熱費は、事業者の負担とします。

ウ 机等備品を移動させて使用した場合は、必ず退出時に原状復帰してください。

エ 事業実施中に本市職員は立会いをしないため、事業実施場所における指定された箇所の開錠・施錠及び設備の管理は事業者の責任において行ってください。

オ 事業者の備品等を保管するための鍵付きのキャビネット等の貸出はできません。事業者が 45 cm×35 cm×35 cm程度のサイズ以内で、準備して設置することは可能です。なお、学校での保管中に破損等があった場合、区役所・学校では責任は負えません。

(3) 経費の負担

- ア 事業実施にかかる人件費、消耗品費、教材費（電子機器貸与料含む）、光熱費、通信費、交通費、保険料、ネットワーク環境の整備管理に係る費用等のすべての経費は事業者の負担とします。
なお、本件業務にかかるリスクに対応する保険の加入を義務づけるものとします。
- イ 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限日までに納入しなければなりません。（原則として、各年度末に納入通知書を発行する予定です）
- ウ 業務を遂行するために必要となる経費について、本市は一切負担しません。

【参考】光熱費（照明及び空調にかかる光熱費）の目安

（以下は月 24 時間使用の場合の想定）

遠里小野小学校	約 35,000 円／年	清水丘小学校	約 30,000 円／年
我孫子中学校	約 30,000 円／年	南住吉小学校	約 40,000 円／年
墨江丘中学校	約 15,000 円／年	荔田北小学校	約 30,000 円／年
合計	約 180,000 円／年		

光熱費は、使用時間に応じた光熱費を負担すること。（増減の可能性あり。）

(4) 受講料の支払

受講者から支払いを受けてください。支払方法については、各事業者が現在とっている方法に基づき支払いを受けてください。

大阪市習い事・塾代助成事業のバウチャー（塾代助成カード）で支払を受ける場合は、大阪市習い事・塾代助成事業の制度に基づき支払いを受けてください。

(5) 事業実施上の注意事項

- ア 事業実施場所の利用にあたっては、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持管理しなければなりません。
- イ 事業者は、事業実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。
- ウ 事業者は、事業実施場所について、原状復帰ができない変更をしてはなりません。
- エ 事業者は、非通塾型のオンラインによる学習指導を受けられる環境を整備することとし、実施方法については、提案によるものとしますが、児童生徒と双方向のやり取りを含むものとします。なお、実施会場及び受講者に対する Wi-Fi 等イン

ターネット環境の提供については、本市は行いません。

- オ 非通塾型のオンラインによる学習指導については、受講者が次の環境下で利用できなければなりません。なお、Web会議システムを利用する場合はTeamsに対応することが望ましい。

【OS】Windows、Macintosh、Chrome

【ブラウザ】FireFox、GoogleChrome、MicrosoftEdge、Safari

- カ 非通塾型のオンラインによる学習指導の受講に必要なパソコンやタブレット端末が準備できない生徒や、Wi-Fi等のインターネット環境が整わない生徒も受講が可能な内容としなければなりません。（受講者からの実費徴収可）

（6）権利義務の譲渡等

- ア 事業者は、本事業の協定締結により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができません。ただし、あらかじめ、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。
事業者は、事業を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはなりません。ただし、あらかじめ、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

（7）事業実施の取り消し又は変更

次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取り消し又は変更をすることがあります。

- ア 本市において事業実施場所を公用又は公共用のために必要とする場合。
イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき。
ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によって事業実施に至ったとき。
エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項。

（8）原状回復

- ア 事業実施を取り消した時又は事業実施期間が満了して引き続き事業実施に至らない時、事業者は、本市の指定する期日までに事業実施場所及び本市備品・設備等（以下、「事業実施物件」という。）を原状回復しなければなりません。
ただし、本市が承認した場合はこの限りではありません。
イ 事業者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行って、その費用を事業者の負担とすることができます。この場合、事業者は何等の異議を申立てることができません。

（9）損害賠償

- ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしく

は毀損したときは、当該減失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません（本件事業にかかるリスクに対応する損害保険には必ず加入してください）。

ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。

- イ 前項の定める場合のほか、事業者は、本要項及び協定書の各項に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

(10) 実地調査等

本市は、事業実施物件について隨時に実地調査を行い、又は所定の報告を求め、その維持又は使用に関し指示することがあります。

(11) 損害賠償請求権及び有益費等の請求権の放棄

- ア 事業者は、感染症拡大防止等のための施設の使用制限により事業を（一時）中止した場合や、公共又は公用に供する必要が生じ実施を取り消した場合において、生じた損失の補償を本市に請求しないものとします。
- イ 事業者は、事業実施物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとします。

(12) 資料、報告書の提出

- ア 収支状況に関する資料は、作成の都度速やかに提出するものとします。
- イ その他、本市において必要がある場合、経営に関する資料を提出しなければなりません。

(13) 法令の遵守

事業の実施にあたっては、大阪市個人情報保護条例の外、関係法令及び関係規程を遵守してください。

(14) その他の注意事項

- ア 事業実施後、当該事業の履行期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取り消しを行うことがあります。
- イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。

第2章 選定にあたっての手続き等に関する事項

1 応募資格等

- (1) 次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとします。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
 - ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件も該当しないこと。
 - エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
 - オ 企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていること又は登録することができる見込みであること。
企画提案書の提出時において、「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていないが、事業実施日までに登録することができる見込みである事業者については、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」の登録要件を満たし、「大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱」及び「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に定める全ての項目に同意しこれを遵守すること。
 - カ 直近 1 カ年において、国税及び地方税について未納がないこと。

2 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始 令和 7 年 12 月 12 日（金）
- (2) 質問受付締切 令和 7 年 12 月 22 日（月）
- (3) 企画提案書提出期限 令和 8 年 1 月 15 日（木）
- (4) プレゼンテーション審査 令和 8 年 2 月 4 日（水）
- (5) 選定結果通知 令和 8 年 2 月 上旬
- (6) 協定締結 令和 8 年 3 月 上旬
事業者は、開講に向けた事前準備及び本市との調整を行うこととします。
- (7) 開講日 令和 8 年 4 月
- (8) 事業完了 令和 11 年 3 月 31 日（土）

3 応募手続き等に関する事項

受付にあたっては、いずれも土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）には行いません。なお、申請書類等については、住吉区役所のホームページよりダウンロードしてください。

- (1) 企画提案書
 - ア 受付期間 令和 7 年 12 月 12 日（金）から令和 8 年 1 月 15 日（木）
午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時 30 分まで（必着）

※申請書類については、持参または送付とします。送付の場合は必着とし、「第4章3提出先・問合せ先」の担当に相違なく送付してください。

イ 企画提案書の内容

- (ア)本事業に対する考え方
- (イ)業務実施体制
 - A 人員体制について
 - ・講師の配置体制／人材確保
 - B 学習支援の具体的な内容について
 - ・自主学習習慣の定着、学習意欲の喚起、基礎学力を向上させる具体的な方法
 - ・非通塾型のオンライン学習指導については、開講日時等を含む、具体的な実施方法及び実施体制
 - ・学習意欲の維持・強化を図るための受講者・保護者へのフォローアップ
 - C 事業実施スケジュール
 - D 教材の内容
- (ウ)危機管理体制について（災害、事故等の緊急事態を想定した危機管理体制及び個人情報保護についても記載してください。）
- (エ)提案のセールスポイント（効果的な受講者募集の工夫を含めてください。）
- (オ)過去5年間の類似業務、実績（具体的に他の教室で実施している実施体制、対象者、時間数、回数、学習内容、受講料などを記載し、受講者の負担が軽減されていることがわかるよう、本事業の提案内容と比較できるようにしてください。）
- (カ)本事業における経費内訳書（積算根拠のわかるもの）

※提出できる案は、1案のみとします。

ウ 提出書類

応募する事業者は、次の必要書類を提出してください。企画提案書についてのみ、正1部、副5部の計6部提出してください。ただし、提案事業者名の記載は正1部のみとし、副5部には記載しないとともに、他に事業者名表示および事業者が推定できる部分（所在地、代表者名、ロゴマーク等）があれば黒塗りするなど、提案事業者が推定できる記載は一切行わないでください。

※企画提案書は、様式第5号に記載されている文面・内容等が欠如しないのであれば、ワード以外のソフトを使用して作成することも可能とします。

【必要書類】

- 1 参加申請書（様式第1号）
- 2 誓約書（様式第2号）
- 3 法人又は団体の概要（様式第3号）
- 4 企画提案書（様式第5号）
- 5 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）
※法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出してください。
- 6 国税及び地方税の未納がないことの証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）
※事業開始後1年未満等の理由で、法人納税証明書（その2）の提出が困難な場合は、収益事業開始届出書の写し（所轄税務署の受付印のあるもの）を提出してください。
- 7 「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録済の場合
大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者登録通知書（写し）

エ 提出場所 大阪市住吉区役所教育文化課3階34番窓口（担当：中元・野村）

（2）質問の受付

- ア 受付締切 令和7年12月22日（月）午後5時30分まで
- イ 提出方法 「令和8・9・10年度 住吉区自主学習習慣づくり支援事業」公募型企画プロポーザル応募に係る質問票（様式第4号）」に記載し、住吉区役所教育文化課（tu0012@city.osaka.lg.jp）までEメールにて提出してください。電話や口頭での質問は受け付けられません。
※お手数ですが、質問票が間違いなく届いたかどうか、本書末尾に記載の問合せ先へ電話でご確認をお願いします。
- ウ 回答 令和8年1月6日（火）以降、住吉区役所ホームページにて公開します。

第3章 選定に関する事項

1 審査・選定

（1）選定基準

次に示す視点に基づき、総合的に公平かつ客観的な審査を行い選定します。

- ア 業務目的及び業務内容の理解度【10点】
- イ 事業内容の実現性、実施手順の妥当性・事業目的に対する手法の的確性、独創性、専門性【40点】

- ウ 危機管理体制について【10点】
- エ 提案のセールスポイント【10点】
- オ 類似業務実績の豊富さ及び運営基盤【10点】
- カ 費用積算根拠の妥当性・効率性【20点】

(2) 審査・選定方法

企画提案書を提出した者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

審査は、有識者等で構成する「住吉区自主学習習慣づくり支援事業」事業者選定会議により「第3章1（1）選定基準」に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、最も優れていると評価された企画提案者を選定します。

ただし、最も優れていると評価された企画提案者の合計評価点が満点の60%未満であった場合、協定締結事業者は無しとします。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

(3) プrezentation審査

- ア 実施日時 令和8年2月4日（水）午後2時～
- イ 実施場所 住吉区役所内 会議室
日時・場所の詳細は、企画提案書提出者あて別途メールにて通知します。
- ウ 出席人数 1団体につき、2名までとします。
- エ 内容・方法等 「第2章3応募手続き等に関する事項（1）」の書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行ってください。
なお、資料の追加・変更は認めません。
また、プロジェクター等での資料投影は不可とします。
1事業者あたり30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とします。
※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合があります。
※プレゼンテーション審査を欠席した場合は選定から除外します。

(4) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。
- ア 選定会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ。
 - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 同一事業者が複数の提案を行うこと。
- カ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後、速やかに全ての参加者に通知し、また、住吉区役所ホームページに掲載します。

第4章 その他の事項について

1 提案に対する費用、条件等

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (3) すべての提出書類は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用いたしません。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差替え等は認めません。ただし本市より指示があった場合はこの限りではありません。
- (6) 本プロポーザルは事業予定者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の業務においては、本市と協議を行い協定の細則を決定するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではありません。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効となります。

「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者」の登録については、教室（実施場所）ごとの登録が必要となります。令和8年4月から「すみよし学習クラブ」「すみよし学習クラブ（ジュニア）」の各教室で利用開始するためには、令和8年2月13日（金）（当日消印有効）が登録申請期限になりますので、事前に手続き方法を確認の上、必ず登録できるようご準備をお願いいたします。詳しくは、「大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局」にお問合せください。（電話：06-6452-5273）

2 協定に関する事項

事業予定者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査にお

いて次順位以下となった応募者のうち、合計評価点が上位であった者から順に協定締結交渉を行うことができるものとします。ただし、合計評価点が満点の 60%を下回っている者を除きます。

3 提出先・問合せ先

大阪市住吉区役所教育文化課（区役所 3 階 34 番窓口）

担当：中元・野村

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉 3-15-55

TEL：06-6694-9964 FAX：06-6692-5535

E-mail：tu0012@city.osaka.lg.jp